

# 令和7年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録 ( 輸送用機械器具製造業 )

- 1 開催日時 令和7年10月2日（木） 13時20分～15時50分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	前田 茂樹	松下奈美子
労働者代表	奥中 雄二	樺 勇作	
使用者代表	栗須百合香	松井 寿人	山本 正仁

- 4 議題
  - (1) 金額検討
  - (2) その他

- 5 開会  
(室長補佐)

只今から、令和7年度第2回三重県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させて頂きます。

本日の委員の出席状況でございますが、欠席の御連絡を労働者代表委員の宮端委員から頂戴しております。

また、本日は、三重地方最低賃金審議会三重県輸送用機械器具製造業最賃専門部会運営規程第5条第1項に規定するテレビ会議システムを利用して恒岡委員が出席されています。恒岡委員、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、御報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしくお願ひいたします。
- 6 議事  
(1) 金額検討  
(部会長)

委員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます

ございます。

先日の合同部会で部会長を仰せつかりました前田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

特定（産業別）最低賃金は、皆さんもよくご存じのように、労使のイニシアティブにより、特定（産業別）最低賃金が必要と認めた業種について設定しているものでございますので、労使のイニシアティブ発揮により、全会一致の結審を目指したいと思っております。

先日の合同部会においては、予備日を含めて、第4回までの開催日程を決めさせていただいたところですが、出来るだけ早い時期に具体的な数字をお出しitただいて、合意点を見出していくべきだと思いますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

今日から、議題の金額検討に入っていくわけですが、その前に、事務局から資料説明の方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(室 長)

はい。前回、第1回合同専門部会の時に資料を配付説明させていただいたところではございます。本日の資料はそれに追加ということで簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

御手元の方に配らせていただきました資料1を御覧ください。「最近の東海財務局管内の経済情勢」でございます。

総括判断では、今回（令和7年7月判断）が令和6年10月判断以来4期連続で「緩やかに回復しつつある」となっており、総括判断の要点として、「個人消費は、持ち直している。生産活動は、緩やかに回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しているが、企業の人手不足感は続いている。」となっております。

以下、各項目における判断と情勢でございます。

次に資料2を御覧ください。一般社団法人中部経済連合会が発行している「経済調査月報（2025年9月）」でございます。

7ページにございます経済産業局基調判断ですが、「当地域の景気は、持ち直している。」「生産動向は、主力の輸送機械は緩やかな持ち直しに足踏みがみられる、生産用機械は横ばい、電子部品・デバイスは足踏み状態となっている、全体として3か月連続で「緩やかな持ち直しに足踏みがみられる」との判断でございます。

「需要動向は、個人消費は持ち直している。設備投資は全産業で前年度を下回る計画となっている。住宅投資は新設住宅着工戸数が3ヵ月連続で前年同月を下回った。輸出は2ヵ月連続で前年同月を下回った。雇用は有効求人倍率が2ヵ月連続で低下した。」「先行きについては、為替変動、海外経済の動向、不安定な世界情勢等によって引き続き不透明な状況が続いており、今後の動向を注視していく必要がある。」とされています。

三重県の経済概況は、18 ページに 2025 年 7 月は「持ち直している。」となつてございます。

次に資料 3 を御覧ください。日本銀行名古屋支店公表の「東海 3 県の金融経済動向（2025 年 9 月）」でございます。【概況】は、「東海 3 県の景気は、緩やかに回復している。

個人消費は、物価上昇などの影響がみられるものの、底堅く推移している。

公共投資は、高水準で推移している。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

輸出と生産は、増加基調にある。

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。なお、各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた各国の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いている。その当地経済・物価への影響については、十分注視する必要がある。

金融環境をみると、東海 3 県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の預金および貸出は、前年を上回っている。貸出約定平均金利は、新規・ストックともに上昇している。企業倒産は、増勢が鈍化している。となっております。

次に、資料 4 は、当専門部会にて審議をお願いしている輸送用機械器具製造業に係る年次別決定状況でございます。

昨年は、25 円、引上げ率 2.45% で金額が 1,047 円となったところでございます。12 月 21 日からの発効となっております。

資料 5 は、金額改正の必要性をご審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたものでございます。

資料 6 は、平成 14 年 12 月 6 日付けの中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長の御発言にもございましたが、記 2 関係労使のイニシアティブの一層の發揮を中心とした改善の項目で、「特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、地方最低賃金審議会においては、関係労使がイニシアティブを十分に發揮することにより、一層円滑な審議と運用がなされることを期待するものである。」とされております。再確認いただくため、お配りいたしました。

資料 7 は、「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査の概要」でございます。

この調査の目的については、調査の概要 1 ページ 1 のとおりでございます。審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見ていただく総括表が資料となります。

おめくりいただきました 4 ページ目以降が総括表でございます。未満率とは、当年 6 月時点の賃金がその時点の最低賃金額未満の労働者の割合でございます。したがって、現在の 1,047 円より 1 円低い 1,046 円の行に黄色のラインを引いてございます。未満率は、0.9% でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

只今の資料説明について何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

無いようですので、資料説明は以上といたしまして、金額検討に入りたいと思います。

審議の進め方ですが、先月の第 1 回合同専門部会で決まりましたとおり、まず労・使が分かれて御検討いただき、その結果を公益委員がお聞きした後、公労使が集まって審議を再開した際に労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に検討結果を報告いただく形で進めたいと思います。

このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

— はい、の声あり —

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

分かれていただく前に、労使それぞれの御意見をお伺いしたいと思います。

まずは、労働者代表委員の方、いかがでしょうか。

(権委員)

皆さんお疲れ様でございます。

本日は、協議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

労働者側を代表いたしまして、御挨拶申し上げたいと思います。

私達の携わる輸送用機械器具製造業は、日本経済と雇用を支える基幹産業でありまして、メーカーを頂点といたしました多重構造のサプライチェーンの下、全国の多くの中小企業がこの産業を支えております。裾野の広いこの産業では、一社一社の安定と発展が日本経済の活力に直結しております。

昨今の自動車産業を取巻く環境は、大きな転換期を迎えております。

E V 化、C A S E の対応、サプライチェーンの再構築等、技術革新と構造変化が急速に進化しております。現場の労働者はD X や日々高度化する生産に対応すべく努力を重ねております。

また、世界的なインフラと自然災害のリスク、そして米国における関税、私達の産業には無視できない影響を及ぼしております。特にトランプ大統領の再選による関税の影響は、日本から米国への関税差や部品の輸出におけるコスト上昇は、産業全体にとって大きな影響が出ておりましたが、ひとまず 15%程度に収まりまして、産業全体も安堵に包まれております。

こうした状況の中、価格転嫁の重要性は、改めて認識されており、昨年度以降産業全体として、価格転嫁の取組が強化されてきたことは事実です。とりわけ 2023 年以降、大手完成車メーカーによるサプライヤー支援の枠組みが整備され、部品サプライヤーから中小企業まで、一定の価格転嫁が実現し始めている点は、労使共に評価すべき成果と考えております。

しかしながら、一部の中小企業では、人件費の名目で価格転嫁を行ったにもかかわらず、賃金に反映されず賃金水準が据え置きになっている企業もあるという声が現場の方から私達に伝わっております。

こうした背景から、特定最賃制度は産業内における最低限の賃金水準を明確に示し、企業間の公平性や競争力の確保を保つ上でも重要な役割を担っていると考えております。

加えて今後の少子化の進行により、若年層の新卒人材獲得競争が今以上に激化することが予想されます。若者に選ばれる産業になるためには、やり甲斐ややりたいことではなく、きちんと生活が成り立つ賃金が大前提です。労働条件に魅力が無ければ、いかに技術的に先進的な産業であっても、人材の定着は望めません。つまり、最低賃金の底上げは、産業の将来に携わる競争力の基盤作りとも言えます。

私達労働者側は、本日からの協議を持ちまして、業界全体の持続可能な発展と現場で働く全ての人の安心や誇りの実現のために、建設的に前向きに対話していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。  
(部会長)

ありがとうございました。

続いて使用者代表委員の方からいかがでしょうか。

(山本委員)

使用者を代表いたしまして、山本の方からお話をさせていただきます。  
よろしくお願いします。

先ほど労働者側からおっしゃっていただいたように、我々の業種は裾野の広い業界でございまして、多大な影響というのが想定されます。

しかしながら、賃上げの急速な状況や価格転嫁に、なかなかそこに追いつかないようなサプライチェーンの中で二次三次四次というところがござ

いまして、そういう部分では非常に厳しい経営状況になっておるというのが実態でございます。その中でも先程労働者側代表がおっしゃっていただきましたとおり、新卒の採用が非常に厳しくなっている状況の中、賃金が毎年毎年高く設定をされている大手さんより、二次三次というところが到底追いつかない状況で、なかなか人が採れないのが実態でございます。そういう実態を踏まえて、我々は労使共に慎重に協議をしていただいて、実りある結果を出していきたいと思いますので、どうぞ御協力よろしくお願ひいたします。

(部会長)

労側使側それぞれ御意見をお伺いいたしました。ありがとうございます。

公労の委員、公使の委員で個別検討をする部分につきましては、非公開とし、労使が分かれて御検討いただくにあたり「休会」として、再び、公労使が集まって審議する際には、「再開」として審議に入ることといたします。

それでは、一旦、休会といたします。

— 労使各控室へ —

— 全体会議場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、審議を再開させていただきます。

それでは、まず、労働者代表委員から、個別検討結果報告をお願いします。

(権委員)

本日は、ありがとうございます。

内容からも、特定最低賃金の必要性というのは、同じベクトルの上にいるのかなというふうに感じております。

この産業は、裾野の広い産業であります。私達が今まで築いてきたものを今後も継続をさせていくために、しっかりした審議ができたらなと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員より御報告をお願いします。

(山本委員)

労側の方からおっしゃっていただいたとおり輸送用機械器具製造業最低賃金の重要性について、認識が通じるところが十分あります。感謝しております。ありがとうございます。

金額の提示もお伺いしましたので、じっくり検討をして、次回、歩み寄れる形を

されば良いなと思います。是非、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(2) その他

(部会長)

ありがとうございました。

双方の御意見を伺って参りましたが、合意にはもう少し御時間をかけた方がよろしいかと判断いたしました。

時間もまいりましたので、今日のところは、これにて閉会させていただきたいと存じます。

冒頭にも申し上げましたように、部会は予備日を含め第4回まで設定されていますが、一応4回目というのは予備日となってございますので、できましたら次回の第3回で結審できますよう、労使双方に歩み寄った御議論をお願いしたいと存じます。

次回につきましては、10月8日水曜日13時30分から、場所は 本日と同じ津第二地方合同庁舎地下共用会議室でございます。お忙しいとは存じますが御参考の程よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

(部会長)

テレビ会議システムを利用して御出席の恒岡委員も、どうもありがとうございました。

以上